

清代鹽政の研究

本書は八章からなり、ほかに宮崎教授の序文と著者のはしがきを巻頭に有し、索引を巻末にそなえている。第一章と第八章とはそれぞれ序説と結語とにあてられ、第二章から第六章までは両淮塩政の制度およびその弊壞の過程や原因の研究にあてられていて、第七章の陶澍による塩政改革の研究と対応している。すなわち、第二章塩場問題、第三章行塩地問題、第四章私塩問題、第五章官塩価の昂貴、第六章運商の没落と塩政の弊壞、第七章両淮塩政の改革という構成をもっている。

はしがき・序説および結語は、研究の概略についてまた本書の思想というか著者の立場についての論述である。この部分はまだ本書の理解のためばかりでなく、既に発表されている著者の他の多くの論文の理解のためにも有益である。この書物はまた特殊かつ複雑な対象についての高度な研究を内容としながらも、その構成なり叙述なりの点にゆきとどいた配慮がはらわれたせいも、われわれに無益

な抵抗感を与えず理解を容易にしている。特殊難解の術語がページごとに出現するのは対象の性質上やむを得ないが、しかしその大部分については本文や註において解説が加えられているから、巻末の索引を活用すれば、一種の辞典ないし事典の役割をもこの書物は果たすことであろう。そういう意味では本書はまたない塩法の概説書にしてまた研究入門書を兼ねた貴重な存在といつてもよいであろう。あの難解な塩法の諸問題をかくまで明快に整理説明して現代的理解を可能ならしめた著者に対して後学として心からの尊敬と感謝を表明するとともに、本書を中国史アジア史の専攻者には無論のこと、ひろく一般の研究者各位に推薦したいと思う。

さて以下内容の一端を紹介したい。章節のすべてに亘つてもれなく圧縮して紹介することはできないので、この書の特徴とも思える部分に限定したこと、なおまた興味は人によつて異なるからこの紹介の仕方はおそらく適当なものとならないかもしれないことを、著者また読者諸賢にあらかじめお詫びしたい。

はしがきや序説はまず塩法が近世中国社会に對してもつ意味を、したがつて塩法の研究

が中国の史的研究に對する意味を説いている。それは同時にこの著述における研究視野なりその関連性を示している。本書は直接には清代の淮北塩・淮南塩に関する塩政の諸問題を扱っているがこれは中国の塩政の凡てをかたるのにもひとしい。両淮塩場の名はすでに漢代からあらわれ、降つて宋代には全国産塩額の半ばを占め、塩の専売収入の三分の二を負擔した。この塩課の總収入は全財政収入の二分の一に達していたから、国の財政における両淮塩課のウエイトは容易に推察できる。清になつても両淮の塩課は国の財賦の四分の一を占めた。絶対値にして清の中頃では大体六・七百万両前後に達しようである。また行塩地界(指定販売地区)の広さにおいても運塩の量においても全国塩場の首位を占めていた。ゆえに両淮塩政は全国塩政の問題を代表しているといえるのである。

しかるに塩課は宋代以降発達した君主独裁の財政的支柱であつた。君主独裁制は近世中国社会の性格を決定するものとして、すべての問題に関連をもつている。例えば中国の近代化の遲滞とか植民地化の問題も要はこれに起因する。かような君主独裁制の基礎とな

るものは軍隊と官僚であるが、君主はかれらに給与を払わねばならない。しかも種々の理由からその数は増加する一方であるから、君主は財源の捻出に不断的努力を要した。塩課はその主要財源として君主独裁制ないし社会に對し大きな関連を有したことはおのずから理解されよう。

中国ではあらゆる面に請負制的關係が発達していた。したがつて塩課の納入についても塩商が請負い、あらかじめ塩課を納めた上で官塩を受領し販売するという形がとられた。

ここに独裁君主と塩商との特別な關係が生じた。(塩利をめぐる両者の相互依存と對立の矛盾については宮崎教授の序文に興味深く述べられてある。)ところで同一の塩斤について國家と商人の双方が利益を追求するのであるから、自然官塩の価格は高騰する。例えば淮南塩についていえば消費者価格は一斤につき四十文から九十文になり生産者価格の一斤一・二文ないし十文に比べて十倍から百倍にも上昇した。また官塩には種々の雜物が混入された。こうした不当な利益追求は人民を安価で良質の私塩に依存させる結果、反つて官塩は駆逐され、塩商は大きな損失をこうむ

り、次回の塩課を請負うことが不可能になる。塩の生産者の鹽戸は塩商が来なくなるので滞貨にくるしむ。そこで鹽戸は塩を密売し鹽商はその私塩を官塩とともに販運するようになる。こうして一層私塩が増加する一方、政府は塩課の減取分を、業者は前回の損失分を、次回の官塩の販売で補填しようとするならば、官塩の価格はまたもつりあげられなおさら私塩に對抗できなくなる。こうなれば塩政は悪循環に陥る。

塩政を損うものは結局鹽価のつりあげであるが、それは種々の關係で鹽商の運塩に要する費用ないしは資本(成本という)が過大となつたがためである。燃料費の高騰などによる塩の生産者価格の騰貴、運搬費の値上りなどのほか、財政的必要や官吏の恐るべき取奪などが運塩の成本を増大させた因素である。しかしながら私どもの特に関心をひくことは、成本過大化の原因として、鹽商の間における独占と寄生化がもたらした取奪の問題と外国貿易の新たな展開につれて生じた銀価の騰貴や金利の引上げの問題があげられている点である。

清代の塩法の諸問題は兩淮塩政の上に典型

的にあらわれていた。ところで著者によれば、清代という時期は中國の問題に關して世界史的関連性のもとに考察することをはじめて可能にしている。この点は本書においては例の広州における英清間の茶銀貿易の發展が、兩淮の塩政または鹽商の破滅に關連づけられていた点に具體化された。周知のように十八世紀中葉にはこの貿易に於いて清朝は銀の国外流出に苦しむ立場に転じていた。それは中國の銀相場を吊上げ、銀両の金利を引上げさせるとともに、一方では中國に不景氣をもたらす原因になつた。これは鹽商を二重に苦しめた。清の初期から乾隆あたりまでは銀一兩につき銅錢一千文が平均の相場であつたが、その後銀価が昂騰し道光三十年には二十文と二倍に達する程であつた。塩課は銀納であるから鹽商は実質的に二倍に塩課を増徴されたことになつた。一方、道光年間にはさしもの兩淮鹽商も資本が枯渇し、運搬費(運本)などは大部分借款に頼つていたので、金利の引上げは銀価騰貴とともに販塩の成本を大きくし利益を失わせた。しかも販運した塩の代価として運商が受取つたものは暴落した銅錢であつて、銀両でうけとることは認められな

かつたので、運商は利益どころか資本の回収すら困難となつた。塩課を請負つたのは彼等運商であるから、運商の疲弊は直ちに財政問題となつた。

しかし、運商の成本を過大にし利益率を低下させた重要な原因は塩商自身に内在していた。独占的寄生的塩商の存在がそれである。

かれらの種々の搾取が他の原因とともに運商を破産にまで追いやつた。淮南には塩場において甌戸から購入した塩を運商に転売する場商、行塩地において運商から買入れた塩を末端の塩店に転売する水販などがあつたが、このうち塩課を請負い塩を産地から消費地にまで運搬する運商がもつとも重要かつ有力な存在であつた。官塩を一定の引地（行塩地界）に販運するには塩引が必要である。その塩引は官に塩課を納めれば何人でも受領できる筈のものであるが、事實はこの塩引の引受が次第に権利（引窩などという）と化し、少数特定の有力商（窩商）に集中独占されたため、運商はこの権利金を支払うか、窩を買取るかしなければ、塩引の受領が不可能となつた。窩商は窩の取引の方が実際に販運するより有利と知つて運塩に従はずもつばら引窩に

よる取奪をこととした。窩の發生は明の中葉成化年間にあるがこの頃はまだその年限りの権利にすぎなかつた。引窩の独占あるいは引地の独占が世襲化したのは万曆四十五年の綱法の実施以来のことでそれは清代にも継承された。綱法とは過去の未消化の塩引を十綱つまり十組に分ちそれぞれ新規発行の塩引に抱合せて十ヶ年計画で全部消化させる目的で、一部有力な塩商に限つて引窩を独占世襲させたものである。

運商をなやました他の事情に総商による取奪があつた。総商（商総・綱商）は特に有力な運商をえらんで、散商とよぶ一般の運商と政府の中間にあつて種々斡旋するために設けられたが、それは散商が納めるべき塩課そのほか種々の公費の取立を政府に請負つていた。彼が立替えた金額をはるかに上廻る法外な金額が後になつて散商から取立てられた。彼はまた多額の塩引を引受けた。これらの独占がもたらす利益は大きく総商は運塩をやめブローカーとしてまた利貸業者として寄生的活動をしたのは窩商の場合と同様である。以上のような独占は何れも運商の成本を増大し、塩価をつりあげ、塩政を弊壞させる因と

なつたのである。

さて乾隆期までの盛時には好景氣に蔽へた諸種の弊害は、銀の外國流出による不景氣が到来すると重大化し、官塩は売れ残り、運商の資本は枯渇を告げた。そこで道光の初年以來塩政改革の議が盛に興り、一部の改革も試みられた。道光十年江蘇巡撫の陶澍が两江總督に拔擢され、しかも两江總督に兩淮鹽政の責務を移す行政改革も実行されて本格的改革の機が到来した。總督という強力な地位を背景に彼は先ず淮北塩政の改革から着手した。その基本原則は官塩の価格を私塩の線（官塩の半額）にまで引下げてそれと對抗すること、それにはまず運商の成本を軽減することを企図した。具体的には官の雑多な公費の負担を裁減し、引窩の値を抑制し、總商の制度を廃止し、運本の軽減を行うことなどを方針とした。彼は淮北塩の引地のうち、特に運商が販運をやめ塩課の欠如した州県について票法を實施した。この票法の特色は独占が撤廃され引窩が一般に開放された点にある。この票法はたちまち成功をおさめたので、残余の塩運の不振な従來の方式の地域を票法地域に切りかえて、遂に淮北塩の行塩地

の全部に票法が施行された。これは淮北行塩

地の内部ではすでに引地の制が廃止され、引地独占に終止符をうつたものとして重要な意義がある。淮北官塩の価格は半分以下の方

淮北票塩の塩課収入は定額の三倍に達し、さらには淮南塩課の欠を補いさえした。

ついで彼は淮南塩政の改革に手をつけたが、旧制を利とする豪商・官僚らの反対があり、資金難の運商は力を失い販塩に消極的であつたので、成績をあげないうちに病を以て辞任した。しかし道光三十年には後継者の手で淮南にも票法が布かれ、ついで各塩場に塩政改革が行われたときはその準則となつた。

しかし票法にも問題はあつた。独占の廃止は群小塩商の競争をよび、塩場の塩価を吊上げ販売価格を引下げる傾向が生じた。乱売は経費の大きい大商人に多少不利であつたらしい。また一部には塩の買占めないしは再独占のおそれすらみえた。他方、塩課の請負方式は君主独裁制に適合している。強力な独占的塩商に塩課を請負わせることは、その時々々の経済変動の影響から塩課を護り、常に一定の収入を保証する途であつた。(思うに塩課なるものは消費税の性格をとうに失つて一種の

営業税ないしは権利金の存在と化していた。

だから塩課収入は官塩の販売の成績とは無関係のもので、合理的経営を助長し、塩の生産と消費の拡大によつて塩課の増収を企てるこ

とは本来の塩政の在り方ではなからざれたのもあろうか)果して同治年間には淮南塩に綱法的な請負制が復活するにいたつた。これらのことは当時の独占の意味を考へるための

好材料である。最後に、塩商の性格について著者はいまひとつ興味ある問題を提供しておられる。明末から清の盛時にかけての揚州塩商の発展のさまはかれらによる産業の近代化の推進をさえ思わせるが、しかしそれは終始

商業資本・利貸資本にとどまり、ついに産業資本に転化しなかつた。その理由は、塩業が君主独裁制との特殊関係からうけた強い統制、独占的政商的性格がもたらした経営の不合理、企業の合理化能率化を妨げた安価な労働力の存在と資本・経営・労働・技術の分裂、浪費による資本蓄積の不可能などである。

このほか生産者としての籠戸の問題なども紹介すべきであつたが、紙数が尽きたので、寛恕をお願いして筆を擱きたい。(A5本文四〇〇頁、索引二九頁、定価一一〇〇円、東洋

史研究会刊、東洋史研究叢刊之二)

—— 笹本重巳 ——

H. Aubin:

Stufen und Triebkräfte der abend
ländischen Wirtschaftsentwicklung
im frühen Mittelalter. (Viertel-
jahrschrift für Sozial- und Wirt-
schaftsgeschichte, 1955, Heft 1)

古代地中海世界に繁栄した商業と貨幣経済は都市と市民を形成したが、ローマの滅亡はこれら機能の多くを失い、その復活をみたのは中世高期である。商業の存在と貨幣経済の消長という観点から、ローマ崩壊後の社会・経済の発展に二つの段階を設定し、都市の成立と中世高期における商業復活への見通し図を変えようとするのが、この論文の主旨である。段階とは、フランク王国建設後、九世紀末の崩壊にいたる時期ともう一つは新たな活力が歴史発展の基底部たる社会・経済の決定的な形成に加わる十二世紀にいたるまでの時期。この二つの段階に経済発展が持続する。ただしこの段階(Stufe)の内包するものは、国民経済学(Volkswirtschaft)や歴史理論上論じられるような概念的抽象ではな